

富山県聴覚障害者センターだより

- 協会とセンターのホームページ
<http://www.tomichokyo.or.jp>
- 手話通訳・要約筆記・ライブラリ・センター利用の「手引き」を配布してい

謹賀新年

あけましておめでとうございます。旧年中は富山県聴覚障害者センターをご利用頂きありがとうございました。本年も皆さんに愛されるセンターを目指して頑張りますので、ご指導ご支援の程、よろしくお願いたします。 富山県聴覚障害者センター施設長 中橋道紀 職員一同

京都の「さんさん山城」、龍谷富山高校の生徒さんがセンター見学



11月29日(金)社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会の山城就労支援事業所「さんさん山城」の利用者・職員のみなさんが24名、12月12日(木)龍谷富山高校の生徒さんが13名センターに来所されました。

「さんさん山城」は、11月30日ファボーレにて開催された「秋のマルシェ」への参加のついでにセンターに表敬訪問されました。利用者のほとんどはろう者で「単独施設でいいなあ」「きれいな施設やな」と手話で和気あいあいと楽しい雰囲気で見学していただきました。

龍谷富山高校は、聴覚障害と手話を学びセンターを見学しました。見学では、館内アナウンスの電光文字板への文字入力、オーディオメーターで聴力検査などを体験しました。一番高い音8000ヘルツを聞いた生徒さんはビックリして耳をふさぎました。この音が全く聞こえないと言われてまたびっくりとしていました。帰る時にセンターの職員に覚えた手話を披露されました。

富山県ゆずりあいパーキング利用証制度の申請受付が始まります。

富山県パーキングパーミット制度検討会にて策定され、名称を「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」として、令和2年4月1日より運用が開始します。

パーキングパーミット制度とは、駐車場の施設管理者の協力の下、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を明らかにして利用証を交付します。これにより障害者等が障害者等用駐車区画の利用をスムーズに行う制度です。

◎利用証の交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等（要介護1以上）

妊産婦 ※聴覚障害の場合は3級以上の者

◎利用証の申請受付の開始 令和2年1月15日（水）

市町村担当課窓口にて直接の申請ができます。郵送での申請は県厚生企画課へ。

◎協力駐車区画の利用開始 令和2年4月1日（水）

協力施設とは「官公庁、公共施設、医療・福祉施設、大型スーパーマーケット、

観光・宿泊施設、スポーツ施設、公園、銀行、郵便局、コンビニ、ドラッグストア」のことで

※詳しくは、富山県厚生企画課HP、又は富山県聴覚障害者協会にお問い合わせください。



センター利用の実績 11月21日～12月19日

- 来所者合計約 6 1 1 名
- 聴障者約 2 3 8 名、健聴者約 3 7 3 名
- コミュニケーション支援 1 2 8 件
- ライブラリー貸出 5 件 1 6 本
- 相談対応 1 1 件
- 部屋貸出 4 6 件

★センター運営募金・募集郵便振替口座；

00790 - 0 - 93002

名称；富山県聴覚障害者センターを支える会

よろしくお願いたします。

